

# 大和市一般競争参加停止及び指名停止等措置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、資格者名簿に登録した者（以下「有資格者」という。）に対する一般競争入札の参加停止及び指名停止等の措置について必要な事項を定めるものとする。

(一般競争参加停止及び指名停止)

第2条 市長は、有資格者（使用人を含む。以下同じ。）が、別表左欄に定める停止要件（以下「停止要件」という。）に該当する場合は、同表右欄に定める期間、一般競争参加停止及び指名停止（以下「停止措置」という。）を行う。ただし、特にやむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

2 前項本文に規定する停止措置の期間の始期は、市長が定める。

3 市長は、現に一般競争入札参加資格を有することを確認（指名競争入札にあつては指名）している有資格者が新たに停止措置に該当することとなったときは、その確認（指名競争入札にあつては指名）を取り消すものとする。

(下請負人に関する停止措置)

第3条 市長は、前条の規定により停止措置を行う場合において、当該停止措置について責めを負うべき者が有資格者である下請負人であることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の停止措置の期間と同じ期間、停止措置を行うものとする。

(停止措置の期間の特例)

第4条 一の事案により2以上の停止要件に該当する場合は、当該停止措置要件ごとに規定する停止措置の期間のうち、最長の期間を停止措置の期間とする。

2 2以上の事案が重なった場合は、それぞれの事案の停止要件ごとに規定する停止措置の期間（それぞれの事案が前項の規定に該当するときは、前項に定める期間）を合算した期間を停止措置の期間とする。

3 停止措置の期間中に新たな事案により停止要件に該当することになったときは、既に停止措置している期間に新たな事案の停止要件に対する停止措置の期間を延長するものとする。

4 市長は、有資格者について特別な事由があると認める場合には、停止措置の期間を別表に定める停止措置の期間の2分の1まで短縮することができる。

5 市長は、有資格者について極めて悪質な事由があると認める場合には、停止措置の期間を別表に定める停止措置の期間の2倍まで延長することができる。

6 市長は、停止措置をした事案又は有資格者について、新たに特別な事由が明らかとなったとき又は停止要件に変更があったときは、停止措置の期間の変更又は停止措置の解除をすることができる。

7 市長は、停止措置の期間中の有資格者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合に停止措置を解除するものとする。

(1) 当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたとき（逮捕、起訴を措置要件とした場合の不起訴決定、無罪確定等）。

(2) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続きの申立て又は会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更生手続きの申立てをしたことにより停止措置となった有資格者が、裁判所の再生手続き又は更生手続きの開始決定を受けた後、停止措置解除の申し出があったとき。ただし、「工事」に登録している場合は、再生手続又は更生手続開始決定日を審査基準日とする経営事項審査結果による競争入札参加資格の再認定も受けることを要する。

(入札参加者選考委員会の意見聴取)

第5条 第2条又は第3条の規定による停止措置並びに第4条第4項から第7項までに規定する停止措置の期間、期間の変更及び停止措置の解除について、市長が必要があると認めるときは、大和市入札参加者選考委員会の意見を聴くことができる。

(随意契約の相手方の制限)

第6条 停止措置の期間中は、当該有資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、特許権を有する場合その他特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。

(停止措置等の通知)

第7条 市長は、第2条若しくは第3条の規定により停止措置を行うときは、入札参加停止措置通知書（第1号様式）により、第4条第3項若しくは同第6項の規定により停止措置の期間の変更若しくは停止措置の解除を行ったときは、入札参加停止措置期間変更通知書（第2号様式）により、又は同第7項の規定により停止措置の解除を行ったときは、入札参加停止措置解除通知書（第3号様式）により、当該有資格者にその旨を通知するものとする。ただし、別表左欄11に定める停止要件に該当し停止措置を行うときは、本条の定めによらず、「大和市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要領」に定める様式により通知するものとする。

(下請等の禁止)

第8条 市長は停止措置の期間中の有資格者が本市の請負契約等の全部若しくは一部を下請し、若しくは受託することを承認しないものとする。ただし、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続きの申立て又は会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更生手続きの申立てをしたことにより停止措置となった有資格者が本市の請負契約等の一部を下請し、若しくは受託することについてはこの限りでない。

2 前項ただし書の規定により生じた損害については当該元請業者が負うものとする。

(特例)

第9条 第2条から前条までの規定にかかわらず、停止措置について市長が別に定めた場合は、その定めによる。

附則

この要領は、令和元年11月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。ただし、同日前に公告された一般競争入札については、なお従前の例による。

別表（第7条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	入札参加停止措置通知書	第2条及び第3条
第2号様式	入札参加停止措置期間変更通知書	第4条
第3号様式	入札参加停止措置解除通知書	第4条

別表（第2条関係）

停止要件	停止措置期間	
	本市発注契約	左記以外
1 一般競争及び指名競争において、入札前の調査資料に虚偽の記載をしたとき。	6 月	
2 請負工事等検査報告書の評定点が、次の各号のいずれかに該当するもの（既に停止措置したものについては、これを件数に算入しない。）  （1）工事検査の評定点が55点未満、又は委託業務検査の評定点が50点未満のとき。  （2）工事検査の評定点が55点以上65点未満、又は委託業務検査の評定点が50点以上60点未満のものが、1年以内に2件になったとき。  （3）前2号の規定による停止措置の期間の終了までに工事検査の評定点が55点以上65点未満、又は委託業務検査の評定点が50点以上60点未満のとき	1 月   20日   10日	
3 正当な理由がなく完成期日を遅延したとき。  （1）1日以上7日以内のとき。  （2）8日以上15日以内のとき  （3）16日以上30日以内のとき  （4）31日以上	15日  1 月  2 月  3 月	
4 落札者が、正当な理由なく契約の辞退又は契約の解除の申し出をしたとき。	12月	
5 契約の履行に当たり、公衆に死傷者を出し、又は公衆の財産に損害を与えたとき。  （1）死亡者（即死又は受傷後48時間以内に死亡した者をいう。以下同じ）を出したとき。  （2）重傷者を出したとき。  （3）財産に損害を与えたとき。	3 月  1 月  15日	45日  15日
6 契約の履行に当たり、従業員に死傷者を出したとき。  （1）死亡者を出したとき。  （2）重傷者を出したとき。	2 月  1 月	1 月

停止要件	停止措置期間	
	本市発注契約	左記以外
<p>7 次に掲げる者が、贈賄、競売入札妨害罪又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 有資格者である個人又は法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書（代表取締役会長、代表取締役副会長、代表取締役社長、代表取締役副社長、代表取締役専務、代表取締役常務、代表権のない取締役専務以上）を付した役員を含む。）</p> <p>(2) 有資格者の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者（代表権のない取締役常務、取締役、支店長、営業所長等）で前号に掲げる者以外の者</p> <p>(3) 前2号以外の者</p>	<p>逮捕又は公訴の提起を知った日から</p> <p>24月</p> <p>12月</p> <p>12月</p> <p>6月</p> <p>9月</p> <p>6月</p>	
<p>8 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）に違反し、次の各号のいずれかに該当するとき。</p> <p>(1) 排除措置命令が行われたとき。</p> <p>(2) 課徴金納付命令が行われたとき。</p> <p>(3) 刑事告発を受けたとき。</p> <p>(4) 有資格者である個人、有資格者である法人の代表者又は有資格者の代理人若しくは従業者が、独占禁止法の違反の容疑（7の欄に該当する場合を除く。）により逮捕されたとき。</p>	<p>12月</p>	<p>6月</p>
<p>9 建設業法（昭和24年法律100号）の規定に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>6月</p>	<p>4月</p>
<p>10 次の各項のいずれかに該当し、正常な経営内容でないと認められるとき。</p> <p>(1) 不渡手形を発行したために、銀行取引を停止されたとき。</p> <p>(2) 従業員、下請負人及び共同企業体の構成員に賃金を支払わなかったとき。</p> <p>(3) その他経営状況が不安定で、有資格者として不適当と認められるとき。</p>	<p>再建がなされたと認められる日まで</p> <p>支払いが完了したと認められる日まで</p> <p>安定したと認められる日まで</p>	

停止要件	停止措置期間	
	本市発注契約	左記以外
<p>1 1 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の関係者（以下「暴力団関係者」という。）の排除に関して次の各号のいずれかに該当すると認められたとき。</p> <p>(1) 有資格者である個人が大和市暴力団排除条例（平成23年大和市条例第4号。以下、「市条例」という。）第2条に定める暴力団員等であると認められたとき、又は、有資格者である法人等が条例第2条に定める暴力団経営支配人等であると認められたとき。</p> <p>(2) 有資格者が、神奈川県暴力排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は同条第2項に違反したと認められたとき。</p> <p>(3) 有資格者又は有資格者の経営に事実上参加している者が暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。</p> <p>(4) 暴力団員等から不当介入を受けていたにも関わらず、正当な理由なく、県又は警察に通報しなかったと認められたとき。</p>	<p>1 2か月を経過し、かつ改善されたと認められる日まで</p> <p>6か月</p> <p>3か月を経過し、かつ改善されたと認められる日まで</p> <p>3か月</p>	
<p>1 2 前各項に掲げる場合のほか法令、契約等に違反し、又は本市職員に対する暴力的な言動若しくは不正行為への誘導等公序良俗に反する行為をするなど、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>市長がその都度決定する。</p>	

年 月 日

殿

大和市長

## 入札参加停止措置通知書

次のとおり入札参加停止措置を行いましたので、大和市一般競争入札参加資格停止及び指名停止等措置要領第7条第1項の規定により、通知します。

1 停止措置の期間

年 月 日 から  
年 月 日 まで ( カ月間)

2 停止措置の理由

殿

大和市長

## 入札参加停止措置期間変更通知書

先に、年 月 日をもって入札参加停止措置を通知しましたが、次のとおり入札参加停止措置を行いましたので、大和市一般競争入札参加資格停止及び指名停止等措置要領第7条第1項の規定により、通知します。

### 1 変更前の停止措置の期間

年 月 日 から  
年 月 日 まで ( カ月間)

### 2 変更後の参加停止の期間

年 月 日 から  
年 月 日 まで ( カ月間)

### 3 変更の理由

年 月 日

殿

大和市長

## 入札参加停止措置解除通知書

先に、年 月 日をもって入札参加停止措置を通知しましたが、年 月 日に入札参加停止措置の解除を行いましたので、大和市一般競争入札参加資格停止及び指名停止等措置要領第7条第1項の規定により、通知します。